

健保通達

平成18年7月14日

文化シヤッター健康保険組合

自損事故による交通事故により負傷した場合の健康保険証使用について

自損事故による交通事故により負傷し、健康保険を使用する場合、不注意により階段から落ちて負傷するとは意味が異なり、車(凶器にもなる)に乗る、そのこと自体、すでに社会的責任を負っていることとなります。交通法規もシートベルト着用を義務付ける等、厳しくなっています。

健康保険法でも以下のものは全部又は一部の保険給付をしない(給付制限)ことになっています。

1. 故意の犯罪行為(飲酒運転による無謀運転)、故意の事故
……………全部不支給
2. 著しき不行跡(無免許、無資格、飲酒運転等)……………全部又は一部不支給
3. 業務上の事故(通勤途上も含む)……………労災保険適用で健康保険は不支給

従来は、自損事故による交通事故により負傷した場合は、飲酒運転による無謀運転等の他は給付制限はいていませんでした。しかし、健康保険は事業主と組合員の貴重な保険料で賄われているものであり、みだりに使用されるべきものでは有りません。

また、自損による交通事故により負傷した場合も、当組合では負傷原因の確認のため、第三者行為と同様、届け出ることしていますが、ほとんど届出ていません。今後は給付制限にかかわるかどうかわかりませんので、必ず届け出ていただきます。

さらに、その内容によっては健康保険組合連合会の給付相談委員等とも相談し、給付制限(上記)、その他それに準ずる取扱い(下記)等を行っていきます。

準ずる扱いとは、たとえば、

1. 同一人が2～3回自損事故を繰り返したとき
2. 不注意、運転未熟、居眠り、スピード違反等の原因によるもので、事故の度合いが大きい時の場合は、附加給付金等を全部又は一部を不支給とするなど、一部損害金として申し受ける取扱いをいいます。
3. 事故届義務違反(健康保険法施行規則第57条)を怠った場合は給付の保留をします。

是非、交通安全には注意され、事故のないようをお願いいたします。